

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和4年5月27日（金）			
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午後0時17分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 委 員 千 田 恭 平 委 員 千 田 良 一			
事務局職員	主任主事 伊藤悠子			
出席説明員	今野商工労働部長 ほか1名、小崎農林部長 ほか3名、 渡辺建設部長 ほか2名			
本日の会議に 付した事件	【請願審査】 請願第1号 居住地区（団地）における治水に関する請願 【所管事務調査】 ①いちのせき事業者応援特別給付金について ②いちのせき事業復活支援給付金について ③家畜伝染病対策（野生イノシシの豚熱感染、鳥インフルエンザの発生）について ④一関市営住宅条例及び一関市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和4年5月27日

(開会 午前10時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は6名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

千田恭平委員、千田良一委員より欠席の旨、届出がありました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件については、御案内のとおりであります。

初めに、請願審査を行います。

請願第1号、居住地区(団地)における治水に関する請願を議題とします。

この請願につきましては、去る2月22日の委員会で、紹介委員からの請願の趣旨の説明と質疑を行い、3月7日に現地調査をした上で、3月9日に、当局から請願に係る経過などについて説明を受けております。

この間に、同趣旨の陳情が当局にも出されておりましたので、当局のほうでは、既に回答をしているということでありましたので、回答を受けての請願者の意向について、紹介議員を通じて確認したところ、請願者からは、議会に対して、請願に係る資料ですね、添付された請願書に添付された資料について説明をしたいということの申出があったということでありましたので、この件について、協議をしたいと思っております。

暫時休憩いたします。

(休憩 : 10 : 02 ~ 10 : 12)

委員長 : 再開いたします。

岡田委員。

岡田委員 : 今、委員長から報告があったとおり、請願と同じような趣旨の陳情が当局にも提出されていて、請願者に対して当局のほうは、説明済みだというお話がありました。

その内容は、私たちは知らないわけですので、まず、当局がどのような説明をしているか。

やはり私たちも審査する必要がありますし、請願者の方から議会に対しても現地で見たほかにも直接請願内容を説明したいという申出があるというのであれば、その内容も私たちは聞いて、審査をして採決に向けて、これらの日程を調整していた

だいてと思いますので、正副委員長でお願いしたいと思います。

委員長 : そのほかにございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ただいま岡田委員から、御意見いただいたとおりに進めることに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ないということで、そのように進めます。

それで日程調整等については、6月通常会議も入っているので、当局の都合、それから参考人として請願者については招致する形になるかと思えます。

日程調整は、正副委員長に御一任してもらってよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 : 次回の日程については、そのように取り計らいます。

よろしくをお願いします。

以上で、本日の請願第1号、居住地区(団地)における治水に関する請願の審査を終了いたします。

委員長 : 次に、所管事務調査を行います。

お諮りいたします。

本日の調査に当たり、当局から、商工労働部長、農林部長、建設部長の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

直ちに議長を通じて商工労働部長、農林部長、建設部長の出席を求めることといたします。

それでは、①のいちのせき事業者応援特別給付金についておよび②のいちのせき事業復活支援給付金についてを一括の議題とします。

当局より説明を求めます。

今野商工労働部長。

商工労働部長：おはようございます。

座って説明をさせていただきます。

まずは、本日2つの給付金に関して説明をしたいというようなことで、お時間をつくっていただきましたこと、御礼を申し上げます。

本件につきましては4月臨時会議の補正予算に提案させていただきまして、議決をいただいたものでございますが、申請に係る詳細な事務手続などについて、決定いたしましたので、6月1日号の広報に既に掲載はしておりますけれども、スペースの関係からそれほど多くの情報について掲載することができませんでした。

今回、産業建設常任委員会の委員の皆様方にこの詳細について説明を申し上げたいというものでございます。

お手元の資料にありますけれども、上の部分ですが、市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の中小企業者、小規模事業者の事業継続と経営回復の支援として、下記のとおり給付金を交付します。

今回の給付金の概要は、①感染拡大により経営に影響を受けやすい業種の事業者に対し、売上げの要件にかかわらず交付する「いちのせき事業者応援特別給付金」、②感染症の影響を受け、売上げが減少している事業者で国が給付している事業復活支援金の対象となった事業者に対して、国の給付に上乗せして交付を行う「いちのせき事業復活支援給付金」、この2つの給付金の交付をするものでございます。

給付金の申請期間は6月1日から8月31日までの3か月とし、申請手続を簡素化して進めるとともに感染防止の観点から、オンライン申請または郵送申請で受付する予定でございます。

表につきましては、詳細については商政課長のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

商政課長：では、私から概要を説明させていただきたいと思います。

左側が事業者応援特別給付金、表の右側が事業復活支援給付金の概要となっております。

まず、事業者応援特別給付金のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

目的につきましては、市内の中小企業者や小規模**起業**者のうち、感染症の感染拡大により経営に影響を受けやすい事業者に対し、事業を全般に広く使える応援金を給付するというところでございます。

対象者につきましては、①法人は市内に事業所または店舗を有する者。

それから②個人事業主にあつては、市内に居住している者または市内に事業所、もしくは店舗を有する者ということで想定してございます。

想定の実業数につきましては、1160件というように見てございます。

対象業種ということで書いてございますが、対象事業者につきましては宿泊業、それから飲食業、運輸業、旅行業、運転代行業、映画館、理容・美容業、療術業ということとしてございます。

めくっていただきまして、対象外となるものということで6点ほど書いてございます。

公共法人、それから政治団体、宗教上の組織または団体、性風俗関連特殊営業を行う者、それから、暴力団排除措置対象者、これ以外におきましては給付金の趣旨に照らして適当でないと市長が認めるものということで、規定して対象外としてございます。

給付金の額につきましては1事業所当たり1回限りということになりますが、法人20万円、個人10万円ということでございます。

予算額につきましては総額で1億8030万円ということで、これにつきましては、地方創生臨時交付金を充当するというようにしてございます。

申請方法につきましては、先ほど部長からのお話しにもありましており、オンライン申請もしくは郵送申請ということで受け付けるということにしてございます。

提出書類につきましては、市内で事業を営んでいることが確認できる書類、それから振込口座を確認できる書類、個人事業主の場合に限り本人確認書類の写しということにしてございます。

受付期間は6月1日から8月31日までということにしてございます。

戻っていただきまして、右側、今度は事業復活支援給付金の部分でございます。

こちらの目的につきましては、感染症の影響を受け、売上げが減少している事業者に給付するというようにしてございます。

最初の部長の説明にもございましたとおり、国の事業復活支援金の上乗せということで考えているものでございます。

対象者につきましては、令和3年10月31日以前に開業したものということで、①②につきましては、いちのせき事業者応援特別給付金のところと同じとなっております。

それから③のところですが、令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月の売上げが、平成30年11月から令和3年3月の間の任意の同じ月の売上げと比較して、30%以上減少している事業者、国の事業復活支援金の給付規定に定める給付要件を満たすものということで、基本的には国の事業復活支援金の交付要件に該当するもの、交付を受けたもの、もしくはその要件に該当しているものということにしてございます。

想定する事業者につきましては、1230件ということで見でございます。

対象業種は全業種ということにしてございます。

対象外につきましては、いちのせき事業者応援特別給付金の交付対象者、それから、個人事業主のうち農林漁業を営むもの、③から⑧につきましては、いちのせき事業者応援特別給付金の対象外の項目と同様としてございます。

給付金の額につきましては、いちのせき事業者応援特別給付金と同様、法人が20万円、個人が10万円という形になります。

予算額につきましては総額で1億9110万円ということです。

申請方法は、先ほどと同じになりますがオンライン申請か郵送による申請ということです。

提出書類につきましては、国の事業復活支援金の給付を受けていることが確認できる書類ということで、国の事業復活支援金の給付を受けた事業者につきましては、その給付を受けた関係の書類をつけていただく。

国の事業復活支援金の給付を受けていない場合については、市内で事業を営んでいることが確認できる書類、それから本人確認書類の写し、売上げ減少が確認できる書類ということにさせていただきます。

そのほか、振込み先の口座を確認できる書類ということです。

受付期間については、事業者応援特別給付金と同様6月1日から8月31日までとさせていただきます。

給付に関する問合せ先につきましては、一関市新型コロナウイルス感染症対策本部経営支援班ということで受け付けるということにさせていただきます。

概要についての説明は以上となります。

委員長：これより、質疑、意見交換を行います。

岡田委員。

岡田委員：地域の中小業者の方々への支援、直接支援ということで、給付が6月1日から始まるということで、地域経済の根幹を担っている方々がこのコロナ禍で窮状を訴えてきていましたが、これで本当に何とか継続できるという見通し、明るい見通しが立つと思うので、特に担当課の方々にはこの直営でやるという判断を含めて、御苦勞さまでした。

それでお伺いしたいのは、今の説明でもあったかと思うのですが、このいちのせき事業復活支援給付金のほうなのですか、全業種が対象だということ、基本は国の事業復活支援金の給付を受けた方ということになると思うのですが、国の事業復活支援金を受け取っていない農業者などの対応について、どうしているのかお伺いしたいことと、あと、事業をやっていく上でやはり大きな負担になっているのが固定費だと思うのですが、家賃補助についての、今後の考えというのが何かあれば、お伺いしたいと思います。

委員長：佐藤商政課長。

商政課長：まず、最初に農業者の関係ですが、資料の2ページ目の上のところに対象外の事業所ということで、農業個人事業主、農業経営者について今回は対象外ということで考えてございます。

農業政策のほうの助成というか、があるのではないかとということで今回は除かせ

ていただいております。

それから、家賃補助についての考えということでしたけれども、今の段階で家賃補助についての検討というのはまだしていないところでございます。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：今回、このような支援を進めていただきましてありがとうございます。

その上で確認いたしますけれども、今回の対象者が、事業復活支援金ということがかかりキーワードになっているかと思いますが、まず市のほうで一関市の中でどれだけの方が事業復活支援金を受けているのかを把握できているのかというのが1つと、その上で、このいちのせき事業復活支援給付金は、その対象になった人、対象にならなかった人ということで分けているわけではありますが、対象者、想定事業者数 1230 件のうち、法人個人ありますけれども、どのような割合で事業復活支援金の対象者と、対象者ではないということを想定されているのか、その2点についてお尋ねします。

委員長：佐藤商政課長。

商政課長：まず1点目の事業復活支援金の申請状況というお話でございましたけれども、全てを把握できているわけではございませんが、事業復活支援金には登録確認機関ということで事前に申請の確認をする機関が、登録するような制度になっているようでございます。

商工会議所それから金融機関、税理士、司法書士の事務所等がそういう機関に登録されているようでございますが、5月26日現在で、その受付というか確認をしている件数というのが1132件ということになっております。

これにつきましては市内だけではなく、近隣の市町村の分、平泉町とかですね、そういうところの受付もしているということなので、一概にこれが全て一関市の件数ということではないようですが、目安としてそのぐらいの申請の件数を確認しているということのようでございます。

それから、復活支援金の対象、対象外の区分というお話でございましたけれども、基本的には、いちのせき事業復活支援金につきましては国の支援金と同じ、国の支援金の給付を受けていけば間違いなく対象になるということと考えてございます。

対象外ということ考えているものにつきましては、いちのせき事業者応援特別給付金についてはこちらの事業で給付を受けていただくということと考えてございますので、その部分を除いた形で見ているというところでございます。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：こちらの事業復活支援給付金は、想定している割合というのは全事業者の約30%が30%以上の売上げ減になっているという想定をしました。

それは昨年9月に事業者の影響調査を実施いたしましたので、市独自の全事業者を対象とした調査によりまして、30%以上の売上げ減になっている事業者数がどの程度あるかという割合を計算しました。

それが対象事業者4242事業者としてピックアップしました。

これの29%が減になっているだろうという想定で1230事業所というようにしました。

それから法人個人というのも、これも正確に掴めないところではあるのですが、これは経済センサス活動調査で個人事業主のところは把握できていますので、その数だけは把握できているので、それから逆算をしているというようなことになります。

これもあくまで想定ですから、このくらいの数の方に申請していただけないかと想定した数でございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：ありがとうございました。

この事業復活支援金、広くその新型コロナウイルス感染症によって影響があった方々に支援するものだという捉え方の中で、その事業復活支援金の方はある程度、国のほうで支援したと。

そうではない方で、もしくはそれを知らずにかで手続できずに終わった方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう方々の割合を、どのように把握、想定されているのかをちょっとお聞きしたかったですけれども、その点はいかがでしょう。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：先ほど、国の事前確認を受けた件数が1132件ということで答弁させていただきましたけれども、これが未申請の事業者がどの程度いるかについては、実際にはちょっと把握できていないところであります。

国の事業復活支援金のほうは5月31日で申請受付終了ということになっていましたが、6月17日まで受付を延長するというようなことで、昨日あたりの報道機関のほうから出ていたようですけれども、期間が延びたということによって、もう少し手続する期間がありますので、市が、こういう国の事業復活支援金の給付を受けている事業者は市の給付金も受けられますよというような広報をすることによって、国の給付金を申請するというようなことにもなろうかという周知の効果があるかなと思っています。

ただ、様々な事業者の事情があると思いますので、ちょっと未申請の事業者がどの程度かについては、うちのほうからは把握できていないということでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：もう1度質問しますが、ちょっと確認で申し訳ないのですけれども、このいちのせき事業者応援特別給付金自体は、事業復活支援金の対象者じゃないということなのかの確認と、あとは、これらの支援金の周知の仕方、先ほど広報ということもありましたけれども、あとはホームページということがあるかと思いますが、市だけでやるのか、そういうことを広報は商工会議所も含めて、連携を図ってやるのかとか、その広報の仕方についてお尋ねいたします。

委員長：佐藤商政課長。

商政課長：方法につきましては、先ほど、部長のお話にもございましたけれども、6月1日号の広報に掲載させていただいております。

そのほか、商工会議所のほうの会報とか広報にも掲載をさせていただき予定としてございますし、市のホームページ等でも周知はさせていただきたいというように考えてございます。

また商工会議所のほうで事業者のほうからの相談というがあった際にも、こういう事業があるということでの周知を依頼はしてございます。

事業者応援特別給付金の対象者につきましては、事業復活給付金のほうの対象にはしていないということでございます。

これについては、いずれこの給付金両方はもらえない、片方のみの給付ということで、この事業に該当する方は、いちのせき事業者応援特別給付金の給付を受けていただいて、事業復活支援金のほうは対象としていないというように考えたところでございます。

いちのせき事業復活支援金については業種の指定はございませんので、このいちのせき事業者応援特別給付金、国の支援金については全て対象にはなるということでございます。

この市の事業については、併用はできないという考えでございますが、国の復活支援金については全ての事業所が対象となるということで、国と市の事業の併用は可能だという、できるということでございます。

委員長：小山委員。

小山委員：国の事業復活支援金の申請をしていなければいちのせき事業復活支援金はいただけないということだから、こっちの応援特別給付金をいただくということですか。

そうなってくると、この業種が限られてくるから国の給付金を申請して復活支援金を受けた確認書類がなければ、いちのせき事業復活支援給付金はいただけないと。

そうするとこっちの応援特別給付金をいただくのだけれども、そこには業種が限られているからもらえない人も出てくると、国の復活支援金の交付を受けなければいただけないという部分が出てくるでしょうか。

委員長：佐藤商政課長。

商政課長：国の復活支援金については全ての事業所が対象ということで、要件として30%以上の売上げの減少があったものということでございます。

いちのせき事業復活支援給付金につきましては、それに上乗せするという考えでございまして、国の事業復活支援金を受けられなかったというわけではないのですが、申請できなかったというような方も、その要件を満たしていれば、市のほうは該当します。

それはそれで支給させていただきます。

いちのせき事業者応援特別給付金については、事業者の業種を特定して、全てのその業種に該当する方に給付するというものでございますので、それで給付を受けた方については、いちのせき事業復活給付金のほうは該当しないというか、それは対象外という形にさせていただきたいということでございます。

委員長：小山委員。

小山委員：国の復活支援金の給付を受けていることが確認できる書類を出さないといけないのではないですか。

委員長：佐藤商政課長。

商政課長：資料の2ページ目の提出書類のところに記載させていただいておりますが、国の復活支援金の給付を受けていない場合については、追加で書類を提出していただくということで、国の復活支援金の要件を満たして申請をしていなかったという方については、それはそれで別な、国の復活支援金に提出する書類と同様の書類を追加で提出していただくことで給付をさせていただきたいということでございます。

委員長：斎藤委員。

斎藤委員：そういういい制度をつくっていただいて評価いたします。

ひとつお願いと質問ですけれども、これ6月の広報で周知されたということなの

ですが、やはり見てない人も中にはいるのかなというのがありまして、よければ新聞とか、あとは8月あたりに締切り迫るみたいな感じで周知していただければなという要望でございます。

あと、質問なのですが、予算額が決められていますけれども、ちょっと蓋を開けてみないと分かりませんが、もしこれを超えるようなことがあった場合、再度追加していく考えがあるのかというのと、いちのせき事業復活支援給付金の対象外②の個人事業主のうち農林漁業を営むものとありますが、農事組合法人とか法人でやっている農業団体、そういったものは対象になるというように理解してよろしいのかどうかということです。

以上です。

委員長：佐藤商政課長。

商政課長：最初の広報の部分についてでございますが、来週には報道機関へのプレスリリース等もさせていただきたいと思っておりますので、そちらで周知をさせていただきたいというように考えてございます。

それから、農事組合法人の関係でございましたけれども、法人等につきましては、中小企業等々同様の組織というか、認められるものについては該当になるというように考えてございます。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：予算を超える申請がなされた場合の対応でございますが、商工労働部としては、先着順というようなものの考え方ではありませんから、途中の段階でこういった申請件数になっているかということ把握させていただいて、必要な場合は補正予算として要求してまいりたいと考えてございます。

以上です。

委員長：この際、委員として質疑したいので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長：それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

質疑を行います。

小野寺委員。

小野寺委員：事業復活支援給付金の点について、申請書の添付書類ということで、国の事業復活支援金の給付を受けていることが確認できる書類というのがあるわけですが、これはどこでそのデータを持っているのか。

確認できるというのは、そこの持っているところと市と、データは共有していな

いのかどうかというところを確認したいと思います。

それから、事業者応援特別給付金については市独自の給付金ということですが、この他市の例と比較して、どのような位置にあるのかという給付金制度の捉え方で、例えば、一関市と違うような組立てで支援している事例等については、あるのかどうかその辺を確認したいと思います。

副委員長：佐藤商政課長。

商政課長：まず、最初の国の復活支援金の給付のデータという話でございましたけれども、これにつきましては国の中小企業庁のほうで行っている事業ということで、そちらのほうでそのデータを直接やりとりしておりますので、データはございません。

ただ通知も直接個人というか対象者に送られるということなので、そのデータを共有するということはできておりません。

それから、事業者応援特別給付金の位置づけという、他市の例というお話でございましたけれども、全てはちょっと確認できているわけではございませんが、他市で行っている事業につきましては、事業者復活支援金と同様に、上乘せをして交付している市町村、それから基準を下げて給付しているところもあるようでございます。

このように事業者を特定して、業種を特定して給付しているというような市町村まではちょっと確認していないところでございます。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：次にもう1点、市単独の応援特別給付金について、8つの業種に限定した理由について、確認しておきたいと思います。

副委員長：佐藤商政課長。

商政課長：感染症の拡大のたびに、経営に影響を受けているような事業所ということで、こちらで絞り込ませていただいたというところでございます。

主に人流や物流の抑制などを、新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けやすいような事業所ということで考えてございます。

以上です。

副委員長：それでは委員長と交代いたします。

委員長：そのほかにもございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 以上で、質疑、意見交換を終わります。

以上で、いちのせき事業者応援特別給付金およびいちのせき事業復活支援給付金についての調査を終了します。

商工労働部長をはじめ、当局の皆さんにはお忙しいところありがとうございました。

職員入替えのため、暫時休憩いたします。

(休憩 : 10 : 54~10 : 56)

委員長 : 再開いたします。

次に、③家畜伝染病対策（野生イノシシの豚熱感染、鳥インフルエンザの発生）についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

小崎農林部長。

農林部長 : 農林部からは、家畜伝染病対策ということで、野生イノシシの豚熱感染の事案と、鳥インフルエンザの発生の事案につきまして、御報告を申し上げたいと思います。

新聞等でも出ておりますけれども、4月から5月にかけて、家畜伝染病予防法の特定家畜伝染病に該当する2つの病気の市内発生が確認されまして、対策、対応をしているところでございます。

まず、1番として市内で捕獲された野生イノシシから、豚熱の感染が確認されたという事例です。

最初は4月26日に、岩手県から、一関市で捕獲された野生イノシシから豚熱の感染があったという通報がございまして、岩手県内では野生イノシシからの豚熱感染の確認は初めてというようなことでございました。

豚熱という、あまり聞かない病気なのですが、以前は豚コレラというように言われておりました。

ウイルス性の病気で、豚やイノシシに感染をいたします。

強い伝染力と致死率が高いということで、感染すれば死に至るといったような特徴があるというようなことでございまして、全国でも発生が続いております。

豚熱本体は、平成30年9月から発生をいたしまして東北では山形で1事案、宮城県で2事案ということで、17の県で151農場、発生が確認されておまして、その農場で関連する約29万頭の豚が殺処分されているというような状況でございます。

岩手県で豚熱は、豚での発生はまだしておりません。

野生イノシシでの豚熱の確認は、全国28の都府県で確認をされておまして、

東北では南のほうから、福島県、山形県、宮城県ということで、岩手県で確認されていなかったわけですが、(1)にございますとおり、4月26日の午後に第1報といたしまして、一関市内での4月20日に捕獲したものと4月21日に捕獲した野生のイノシシから豚熱感染の確認をされたというようなことでございます。

捕獲されたものからサンプルを、猟友会から岩手県中央家畜保健衛生所のほうに送りますけれども、その中で岩手県中央家畜保健衛生所が遺伝子検査を行い、最終的には国の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構でもって検査をして確定をしたというような状況でございます。

これが第一報でございましたが、その後、一関市内では4月20日に捕獲したものの2頭から、3例目、4例目、あとは5月1日に平泉町で捕獲されたものから5例目が出てございます。

今日の新聞報道にも出ておりますが、5月26日に新たに県内で4頭確認されたということで、6例目は北上市、7例目、8例目、9例目は一関市でというような状況となっております。

野生イノシシの豚熱感染の確認につきましては、岩手県で令和元年10月から、山で死亡していたイノシシとか捕獲されたイノシシからサンプリングというか、サンプルを提供されて、4月末時点だと思っておりますけれども583頭を検査したところ、そのうち5頭から豚熱のウイルスが確認されたというようなことだそうでございます。

これらの初確認を受けまして、(2)岩手県では、県豚熱危機管理連絡会議というのを開催いたしました。

4月26日です。

県内の養豚農場に対しまして、まず発生が確認されたと、そして感染防止の徹底をというようなことでの情報提供、対策の徹底を指導しているということが1つです。

そして、感染確認区域というのを設定いたしました。

これにつきましては、3ページ目に地図がありますが、狩猟で使うメッシュの地図がございまして、これは感染確認地点、捕まえたところから半径10キロメートルのエリアに、それが関わる部分については感染確認区域というようなことで、そこで注意することを示すというようになっているところでございます。

5月12日時点で一関市が関わる感染確認区域はこの赤い線のエリアということになります。

これは一関市で出た4例と、平泉町までの分を合わせて、このエリアが感染確認区域というようになっているところでございます。

最初に戻っていただきまして、この感染確認区域内で捕獲しました野生イノシシにつきましては、原則、現地で埋却をする。

現在は、有害等で捕獲した場合には、焼却処分まわしています。

清掃センターに持って行きます。

それをできるだけ移動させないという意味で、現地での埋却をお願いすること。

あとは、狩猟捕獲に携わった方々につきましては野生イノシシの捕獲に使用しました衣類、履物等の交換や、消毒、車についても消毒をするようなことでお願いをしているところでございます。

また、4番として関係機関団体の情報提供ということです。

(3)市の対応についてですが、まずこの感染確認区域が市内に設定されましたので、どのような処分をすることが必要なのかということで、県庁畜産課、県南家畜保健衛生所と西磐猟友会、市の農林部によりまず打合せを4月28日に実施をしまして、対応を始めたところでございます。

あとは、市民向けの注意喚起といたしましてはホームページ、FMあすも、いちのせきメールなどにより喚起をしているところでございます。

2ページ目を御覧ください。

一関市内の養豚農場の状況でございます。

市内では、5つの地域に20の農場がございます。

今回、感染確認区域になっております一関地域には3農場ございまして、感染確認区域内には養豚農場が2つあるというような状況です。

飼養頭数につきましては12万5919頭。

これは毎年家畜保健衛生所で調査しております2月1日現在の家畜飼養頭羽数調査からの数字でございます。

そして、今まで豚熱対策としまして感染防止対策を2つほど取ってきているところでございます。

1つは、農場ごとに侵入防止柵の整備を進めてまいりました。

令和元年から令和2年にかけて各農場に侵入防止をする防護柵の設置を国、岩手県の補助事業を使いまして、設置をしているところです。

野生動物侵入防止緊急支援事業というような内容で補助をしているところです。

あともう1つは、豚熱のワクチンというのがあって、豚熱ワクチンの接種が令和3年7月から令和4年3月まで延べ17万9099頭ほどの初回接種が行われているところです。

初回接種完了後に生まれた豚につきましては引き続き接種をしていくというような体制になっているところでございます。

野生イノシシの豚熱感染につきましては以上でございます。

続いて、鳥インフルエンザのほうを説明させていただいてよろしいでしょうか。

それでは2番ということで、一関市内での高病原性鳥インフルエンザの疑似患者の確認および防疫対応につきまして、御説明をいたします。

まず、発生いたしました農場、飼養施設でございますが、一関市内の家禽飼養施設ということで、展示用を目的に飼っていたものでございます。

その施設内での鳥類の飼養状況は、エミューが5羽、ダチョウが8羽、その他の

鳥類、約 80 羽というような状況でございます。

資料には書いてございませんが、発生した農場は新聞等でも出ているとおり、藤沢町の岩手サファリパークということになります。

発生確認までの経緯ですが、5月10日に飼養施設から鳥インフルエンザを疑う異常な家禽として、エミューが3羽死亡したということで岩手県の県南家畜保健衛生所のほうに通報がありました。

複数亡くなった場合には、その疑いが出るということで通報するよというよいうような仕組みになっております。

夕方の通報でしたので翌日11日に県南家畜保健衛生所が施設に入りまして簡易検査を実施したところ、結果は陽性というようなことで確認をされまして、対応が始まったところでございます。

翌日、12日木曜日ですが中央家畜保健衛生所におきまして、遺伝子検査、PCR検査だそうですが、を実施しまして再度陽性が確認をされ、その日の9時に、国において疑似患畜（H5亜型）というように判定がされたところでございます。

この国の疑似患畜の判定と同時に、10日の9時ですが、岩手県では高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置いたしました。

県の設置と並行しまして、岩手県から市のほうにも防疫対策本部の設置の要請がありましたので、同日9時付で一関市家畜伝染病防疫対策本部を設置したというようなことでございます。

鳥インフルエンザにつきましては昨年の秋から、いわゆる今シーズンと言いますが、全国で24例目というようなことございまして、県内では2月12日に久慈市の養鶏場で発生していると。

久慈市は4万5000羽の養鶏場だったそうです。

そちらに続いて2例目というようなことで、発生当初は5月になっての発生が一番遅い時期での発生だというような新聞報道も出たのですが、その5月14日に網走市でも発生しまして、遅い時期でも出るというような状況になっているそうです。

なお一関市として、鳥インフルエンザの発生に対する対応につきましては、市内発生は初めてなのですけれども、5年前の平成29年3月に栗原市で発生しまして、半径10キロメートル以内の感染防除対策が必要だということで、5年前には市内でも3か所の消毒ポイントを作って対応した経過がございます。

次に(3) これまでに行われた措置等でございます。

まず、岩手県は発生施設に対しまして、エミューなどの排せつ物の移動自粛、部外者の立入禁止など蔓延防止措置の徹底を要請いたしまして、発生施設内での主要場所の消毒、隔離措置を実施しているところです。

また県内で100羽以上飼養する全ての所、市内に143農場あるそうですが、こちらに対しまして、まず、岩手県内で疑似患畜が確認されたと、侵入防止対策等を取ってくださいという注意喚起を行っております。

そして、発生農場ではまだ残っているエミューおよびダチョウ合わせて10羽の

殺処分と施設内での埋却を実施いたしました。

これにつきましては5月12日埋却を行って、夕方に完了したということでした。

次に、発生飼養施設から半径3キロメートル以内の農場に対しましては、飼養鶏等の移動を禁止し、移動制限区域というように設定をし、半径3キロメートルから10キロメートルの農場に対しましては、搬出の制限、搬出制限区域というようなことで指示を出して、県の告示を出しております。

ちなみに3キロメートル以内には1農場で3000羽飼っているところもございましたし、3キロメートルから10キロメートルのエリアには36の農場で、68万8000羽飼養しているというようなことでございます。

この3キロメートルから10キロメートルのエリア等につきましては、6枚目に消毒ポイントというような資料がついておりますので、それらと一緒に見ていただきたいと思いますが、この2つの制限エリアを、地図では下の段にあります、真ん中にあるのが発生農場で、そこから半径3キロメートル以内が内側の丸、そして半径10キロメートル以内が外側の丸ということになります。

この制限区域内に畜産関係車両の消毒を実施する消毒ポイントを設置いたしました。

市内に5か所、そして宮城県に1か所でございます。

消毒ポイントにつきましては6ページ目の地図なり表にございますが、制限区域内では、岩手県では①の日形市民センター、②として曲田地区健康センターとありますが、ふれあいセンターという名前で、こちらがでございます。

そして、搬出制限区域内ということで、1つは③市の川崎支所、④市の藤沢支所、⑤として、花泉地域にありますJAいわて平泉カントリーエレベーターということで、5か所でもって5月12日から24時間体制で車両の消毒に当たってもらっているというようなことでございます。

なお、昨日現在での消毒の状況ですが、5か所で計881台の消毒を行ったそうでございます。

そのうち一番多いのは市の藤沢支所での消毒が約半数の447台。

あとは、川崎支所での消毒が163台というようなことになっております。

なお、5月21日の夜からは4か所につきましては、24時間体制を縮小しまして15時間体制にしているというようなことでございます。

そして6番ですが、半径3キロメートル以内の農場において飼養している鶏の異常の有無を検査しておりますが、異常はないというようなことでございます。

5ページ目を御覧ください。

風評被害の防止・注意喚起・情報提供等々につきまして県及び市のほうでも対応しているところでございます。

新聞等でも出ておりますが、今回の疑似患畜エミュールにつきましては、展示用ということで、肉や卵が市場に出回ることはございません。

そして鳥インフルエンザにつきましては、感染した家禽の肉や卵を食べても、人

が感染する可能性はないというように言われておりますので、心配する必要はないということでございますし、これらの情報につきまして注意喚起を随時、実施をしていたところでございます。

(5)市の対応につきましては、まず県の対策会議等へ出席をしております。

防疫体制等は県の家畜保健衛生所が中心になって行っておりますので、その中で地元の自治体としての協力をしているところでございます。

遺伝子検査の確定前は、県は警戒本部といたしまして一関地方支部緊急連絡会議が行われまして、私が出席をしております。

確定後は、県は対策本部になりましたのでそれ以降、一関地方支部員会議がございまして、最初は連日、先週以降は月曜日、木曜日の体制で計6回行われておりまして、出席をしています。

一関市のほうでは、5月12日に市の家畜伝染病防疫対策本部会議を設置いたしましたのでその日の午後に会議を開催しています。

本部長は市長でございます。

先ほど御説明しました市内の消毒ポイントの場所を提供したり、あとは、いろいろな用具のお世話をしたり、作業とすれば、消毒用の水の給水作業、ポリタンク1000リットルのポリタンクに積んで運んでいったりというような作業の協力をしているところでございます。

(6)今後の見通しです。

現時点で発生拡大はないというようなことですので、今後も発生拡大が認められなければ、次のようなことで今後、対策がだんだん縮小し、終わるといような流れになっています。

まず5月28日土曜日には搬出制限区域半径3キロメートルから10キロメートルという制限区域が解除される見込みです。

それに伴いまして、この10キロメートルの外側、円周にありました消毒ポイント3か所が廃止ということですので、消毒ポイントは2か所になるということですし、消毒時間も朝の6時から18時までの12時間体制にするというようなことでございます。

最終的には6月4日土曜日0時で制限区域会場と書いてありますが、間違いです。解除でございました。

大変失礼いたしました。

制限区域が解除されます。

これは、防疫措置完了、殺処分と1回目の消毒が完了した後、3週間21日間必要ということで6月4日0時をもって、何もなければ全て解除されるということで、移動制限区域3キロメートル以内の解除と消毒ポイント残りの2か所の消毒ポイントの業務が終了するというところでございます。

なお、5月28日から残る2か所の消毒ポイントというのは3キロメートルのエリア周辺にあります、日形市民センターと曲田地区健康センターの消毒ポイントと

いうことになるわけでございます。
農林部のほうからは、以上でございます。
よろしく願いいたします。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。
岡田委員。

岡田委員：豚熱感染の関係なのですけれども、今回この説明を受けて初めて野生イノシシについても、こういった感染の確認といいますか国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構というところでやっているというのが初めて分かったのですけれども、野生イノシシについての感染状況が現在は市内の養豚場での関係では発生していないという確認でいいかどうか、まずそのことをお伺いします。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：養豚農場での発生は確認されていません。

委員長：岡田委員。

岡田委員：説明の中で、猟友会の方々からこうした野生イノシシのサンプル提供があって、4月末には583頭のうち5頭の陽性が確認されたということで、かなりの頭数の提供もあるし、1パーセントが確認されるという状況ですよね。
そうした時に、市内の養豚場ではどういった検査がされているのか分かれば御紹介いただきたいと思います。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：養豚場においては症状が出てこない限りは、豚熱の検査というのはしておりません。
異常が発生した場合に、家畜保健衛生所等に連絡がいくと、連絡をするというような仕組みになっているものです。
事前の対策は、先ほど御説明した防止策とワクチンというようなことです、現時点では。

委員長：岩淵典仁委員。

岩淵委員：1ページ目(3)①でいろいろな方々と打合せを実施したということで、その打合せのときに、特にこの場合は西磐猟友会の方々かなりの負担であったりとか、対応

になるかと思いますが、その中で現場の方々からの要望であったりとか、意見であったりとかそういったものが出されているのであれば、教えていただきたいと思えます。

2点目は、2ページ目の、感染防止対策で防護柵とワクチンということですがけれどもこれを改めてお尋ねします。

これに対してそもそも、国であったり岩手県であったり一関市であったり、今どういった支援をされているのかというものを金銭的な部分があるかと思いますが、現状どうしているのかどうかをお伺いします。

委員長：岩淵森林保全係長。

森林保全係長：4月28日の打合せ会での猟友会からの要望ということでございますが、防疫措置に係る作業にかかる資材が必要になってきたり、作業が若干増えたりする部分につきましては、まずは必要になってくる資材、消毒でありますとか、服でありますとか長靴でありますとか、そういった資材を自分たちでやるのかというようなことがあります。そちらについては有害捕獲につきましては実施主体は市でやっておりますので、市のほうで準備させていただくというようなことで、回答しております。

それを踏まえた防疫措置について御協力をお願いし、承諾していただいたということでございます。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：まず侵入防止柵の支援ですけれども、国の事業が立ち上がりまして、国、岩手県、一関市の補助金を入れて、農場の負担は8分の1で整備をしました。

ただし、この事業入れる前に、既に整備しているところもありますから、それはもうやっていました。

していないところがほとんどですが、8分の1を手出しで整備をしました。

あと、ワクチンですが、1回目のワクチンについては岩手県の支援が入っていて、企業が出しているものではありません。

ただ2回目の追加接種について、今後はそれぞれの農場負担というように伺っております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：恐らくは継続してある程度はかかるのかなと思いますので、今後とも猟友会の方々の意見を集約していただけるよう要望したいと思います。

2番目の、それぞれ防止柵の支援については、どちらかというトップダウンで

制限がされているわけで、今まではよかったと思うのですが、今後、これら強制ではないにしてもある程度、強制的に外に行かないようにといたしますか、予防策をしていかなければならないと思うのですが、これは現状の中で国、岩手県のほうで対策というものはこういった状況があると次の展開で支援というのは深まるのでしょうか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：まず、今お話しをした2つの病気は、家畜伝染予防法で特定家畜伝染病というものになっているものですから、もう出たならば、確定すれば関連するその農場の全部を殺処分しなさいとなっていますから、強制的な手続になります。

その場合に、殺処分した家畜に対する手当金とか補償金というのは出るみたいですよ。

あとは予防法を離れてしまうとそれ以外の支援というのは、最初にやった侵入防止柵のような、もう全国的にやらせますからというのと、今ワクチンをやっていますけれども、今ワクチンは豚にワクチンをやっているのですが、野生イノシシに口から入れる経口ワクチンというものがあるのですけれども、そういうものを対応している都道府県もあるようですので、それらの対策も1つの方法だということで岩手県のほうで今検討している状況でございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：感染予防としてワクチンを野生イノシシの部分はなかなか難しいので、その感染予防としてやるのは、これで広まってくると距離云々よりも事前にやったほうが、風評被害も含めて、感染しないということも含めていいと思うのですが、ただ、これだけの負担があると、その家畜業界の方が難しい部分があると思うのですが、その支援というのは感染が広まると支援が広がっていくのかどうかを、要は金銭的な支援、広まるのかどうかをお尋ねいたします。

委員長：木村畜産園芸係長。

畜産園芸係長：養豚業界の方からは、岩手県のほうに何とかこのワクチンの無料化というものを考えてほしいというような声が県庁に届いているようでございますけれども、岩手県の担当課長の、今のところは養豚経営体の自身の財産といたしますか、経営体の財産を守るというようなことで、必要な衛生対策費だというようなことで御理解をいただきたいという回答をしているようでございますので、今のところは、まだそういう動きまでには至っていないというような状況でございます。

委員長　：齋藤委員。

齋藤委員：参考の豚熱のワクチン接種の件なのですが、この資料を見ると令和3年7月から令和4年3月までに実施しているということですが、これは何か計画的にやられたものなのか、何かでしょうか。

委員長　：木村畜産園芸係長。

畜産園芸係長：宮城県の農場で豚熱が感染されて以降、隣の県というようなことで、岩手県のほうでワクチン接種というようなことが動き出しまして、令和2年からワクチン接種というようなことで、全部の養豚農場で対応している内容でございます。

委員長　：齋藤委員。

齋藤委員：私の認識としては、生まれてすぐ生産者自らワクチン接種をしているという認識だったのですが、私も実際やったことあるので、現状としては生産者自らやっていることはやっているのですよね、今も。

1回発生すれば、農場全頭処分というのは、これは50年以上前から同じなので、やっていることはやっているという認識でよろしいでしょうか。

委員長　：木村畜産園芸係長。

畜産園芸係長：養豚経営、ここの経営で、どういった病気予防の防衛、衛生対策を施しているかというのはちょっと細かいところまで把握してございませんけれども、豚熱のワクチン接種につきましては、県の家畜保健衛生所の職員ですとか、あるいは開業獣医師さんにも協力をいただいて対応しているところもあるかも分かりませんが、それから各農場で顧問獣医師といいますか、お世話、面倒を見ていただいている獣医師がいらっしゃるようで、そういう獣医師に豚熱のワクチン接種をやっていただいているという状況のようでございます。

委員長　：齋藤委員。

齋藤委員：今は養豚場の個人経営もどんどんなくなっているのですが、30年前、40年前は個人経営を結構やっている方が多かったのですが、1回発生してしまうと周りの養豚場に全部迷惑をかけるということでかなり神経質にやっていたという記憶があります。

そういった周知とか、ちょっと大変でしょうけれども徹底していただきたいということをお願いしまして、私から終わります。

委員長：小山雄幸委員。

小山委員：鳥インフルエンザのほう、よろしいですか。

エミューとかダチョウを殺処分、そして埋却したということなのですからけれども、その施設ではその他の鳥類とかそういうものは飼育されていなかったのか。

飼育されていたとすれば、それは殺処分したのかしないのか、ここにはエミューとダチョウだけというようなことですからけれども、その辺はどうのようになっていますか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：飼養施設、発生農場ではエミューとダチョウ以外にも、フラミンゴとか、鳥類はほかにもおまして、80羽ほどいたということです。

殺処分につきましては、対象がエミューとダチョウのみで、それ以外の鳥類につきましては殺処分対象にはならず、消毒等を行っているのですが、引き続き飼養管理されているということです。

委員長：小山雄幸委員。

小山委員：そういう施設で発生すれば殺処分になるのだけれども、フラミンゴとかそういうのが対象にならないというのは鳥類ではないということなのか、どういうことなのか。

委員長：木村畜産園芸係長。

畜産園芸係長：エミューとダチョウの飼養場所が、距離が近いところに飼養管理していたというようなことのように、フラミンゴは少し離れたところに鳥小屋、飼養場所があったと、そこで殺処分の対象になるかならないかという線引きがされたようございます。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：加えまして家畜伝染病予防法の対象となるものが、例えば肉とか、卵を流通させるかどうかというような基準もあるようですので、そういう中での基準からすると、見るだけの鳥といたしますか、そういうものは殺処分の対象にならなかったというようなお話しも伺いました。

我々も会議の中で、フラミンゴはやらないのですかと聞いたのですけれどもそう

いう解釈を家畜保健衛生所の所長から伺ったところでございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：豚熱に戻りますが、防護柵ですけれどもこれは、一関市内の養豚業者の全てが防護柵を設置しているのかどうか、その辺を伺いたと思います。

委員長：木村畜産園芸係長。

畜産園芸係長：一関市内の養豚場は全て野生のイノシシが入ってこないように柵を設置しているという状況でございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：その豚熱の感染はどのようにして感染していくのか、その防護柵があれば感染しないのかどうか、その辺を伺います。

委員長：木村畜産園芸係長。

畜産園芸係長：感染源として野生のイノシシがその養豚場に侵入することによって、感染する危険性が一番考えられるというようなことで、宮城県の農場で発生したときに一関市内の養豚場では、全てそういう柵を張り巡らせて、そういった野生動物が侵入して来ないように策を講じたわけでございますけれども、それをやって万全だということでは、やはり無いようです。

人間がそういうウイルスを運び込むとか、そういった原因も考えられるというようなことで、ワクチン接種を何回もやっているわけなのですが、その柵で確実に防げるという、そういうものではないというような認識を農場ですとか、あるいは岩手県中央家畜保健衛生所の職員ですとかは持っているようでございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：もう1点お聞きしたいのですが、ワクチンの効果というのはどれくらいあるのでしょうか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：ちょっとどれぐらいの期間効果があるのか分かりませんが、いずれ肥育豚ですので、出荷するまでの間は有効なものだということに認識しておりました。

人間のように、何十年も生きている訳ではないので。

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代します。

副委員長：それでは暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

質疑を行います。

小野寺委員。

小野寺委員：一関市のほうに情報提供があるというような流れになっているのですが、実際発生してから岩手県にそういう情報がどのような形で伝わって、その辺の情報の流れについて、豚熱と鳥インフルザ両方のその状況について確認したいと思えますし、豚熱等が発生した場合、野生のイノシシということは、一関市内にはもうかなりの数が出ているわけだけでも、例えば、農作物とか人間に対してどのような影響があるのかということと、それから、例えばここで、市民への注意喚起ということでそれぞれ、ホームページとかメール等で、注意喚起をしているというようなことなのかもしれませんが、市民としては、どのような注意をすればいいのかという、そういう事例が発生した場合に、市民として気をつける、注意すべき点はどのような点があるのか、その点についてお伺いします。

副委員長：小崎農林部長。

農林部長：どちらも家畜伝染病予防法の中で、それぞれの使用している農場で疑わしい死亡等が出た場合には、一関市ですと奥州市にある県南家畜保健衛生所のほうに、まず通報して確認をしてもらうということになります。

そこで岩手県中央家畜保健衛生所の獣医師が現場に行って、ウイルス検査、簡易検査から始めて、疑わしい事例があった時点で一関市のほうには出たようだというような第一報が入ってきます。

並行して、先ほどのそのPCR検査、遺伝子検査のほうにまわし、確定した場合には、こういう対策で進めていきますというようなことでの対応が求められているところでございます。

野生イノシシについては先ほど説明しましたが、宮城県で出ているものですのでサンプリング調査をするということで今まで500何頭やってきましたから、その中で岩手県でも初めて出たということでしたので、確認された以降のやりとりは先ほどお話したのと同じで、まず疑わしいものが出たところからは、我々には情報が入ってきますので、それ以降の対応準備をしていくというようなことでございます。

豚熱感染の野生イノシシの影響ですが、感染した野生イノシシとか、感染した豚の肉を人間が食べても、影響はないというようなことは言われておりますので、先

ほどの情報発信につきましてはそういうものも一緒にお伝えをしております。

もしも食べた場合という部分です。

市民の方々への対応につきましては、いろいろな情報が出ているわけですが、猟友会ではなくて例えば山に行く、登山者であったり、キャンプをするような皆さんへという部分で、あと山林の中で作業する方々には、ウイルスは土にも含まれますので、靴の泥は山で落としていきましょうとか、家畜のいる施設には近寄らないようにしましょう、養豚場とか、養鶏場には近寄らないようにしましょうというようなもの、あとはイノシシを誘引するような残飯などは山に置いてこないようにしましょうというようなこととなります。

1番いいのは感染すると大変になる農場に、近づかないようにしてくださいというのが1番だと思います。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：そうしますと野生イノシシの定期的にサンプリング調査をやっているという、それによって、感染しているかどうかというのは、そこで分かるという形になるのですよね。

イノシシを見て症状が出ているとかというのは、ちょっと素人ではなかなか確認しようがないわけですがけれども、あくまでもサンプリング調査を定期的にやることによって発生を確認するというような仕組みになっているということですね。

わかりました。

副委員長：それでは委員長と交代いたします。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：今、御説明しました家畜伝染病の対策につきましては、やはり岩手県中央家畜保健衛生所が基本的に中心になっていろいろな対応をしています。

先ほどお話があった情報発信とか、あと豚とか鶏を飼っている農場に対するやりとり、さきほどの消毒ポイントを減らすということも、実際その消毒作業、消毒をする車両を持っている農場とのやりとりをしながら、確認をしながら進めているようでございます。

その中で、正確な、きちんとした情報を岩手県中央家畜保健衛生所から出させていただいておりますので、我々はそれをまた、又聞きというのは変ですけども、それを皆さんにお伝えするというような流れになっているかというように思います。

その防疫体制につきましては岩手県が計画をつくって、国とやりとりをしながら、了解をもらって、規模の縮小等をやっているようですので、一番は引き続き拡大し

た発生が出ないというのが鳥インフルエンザの場合は重要ですが、そのようなことで取組をしているところでございますので、再度同じような説明を皆さんにすることがないように、我々も対応してまいりたいというように思います。

よろしく申し上げます。

委員長：質疑、意見交換を終わります。

以上で、家畜伝染病対策（野生イノシシの豚熱感染、鳥インフルエンザの発生）についての調査を終了します。

農林部長をはじめ、当局の皆さんにはお忙しいところありがとうございました。職員入替えのため、暫時休憩いたします。

（休憩：11:46～11:49）

委員長：それでは、再開します。

次に、④一関市営住宅条例および一関市特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

渡辺建設部長。

建設部長：今回、6月通常会議におきまして条例の一部改正を提案する予定のものがござい

ますので、その内容につきまして事前に委員会の皆様へ説明するものでございます。一部改正を予定している条例としましては、一関市営住宅条例、2つ目が一関市特定公共賃貸住宅条例の2つの条例であります。改正する内容に関連がありますので、条例改正は一本の議案としまして提案する予定としております。

詳細につきましては、都市整備課の坂本係長から説明いたします。

よろしく願いいたします。

委員長：坂本住まい環境係長。

住まい環境係長：それでは私から概要の説明をさせていただきます。

紙で新旧対照表のほうをお配りしておりますけれども、新旧対照表と見比べながら、概要説明書のほうで説明をさせていただきます。

まず、要旨の部分になりますけれども、民法の一部を改正する法律の施行によりまして、民法の婚姻による成年擬制という規定があるのですが、この規定の廃止に伴いまして、各条例、市営住宅条例と特定公共賃貸住宅条例で引用している、入居者資格の規定を改めるほか、市営住宅の入居者資格について、特に居住の安定を図る必要がある者の範囲を、子育て世帯に配慮して拡大するなど、主要の改正をするものであります。

具体的な改正内容につきましては、内容の1のところからになります。

(1) 入居者資格に係る、特に居住の安定を図る必要がある者の範囲の拡大についてでございます。

1つ目のポツのところになりますが、公営住宅法におきまして、入居者の心身の状況または世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定めるもの、いわゆる裁量世帯と呼ばれる世帯について、子育て世帯に配慮しまして、対象となる範囲を拡大するものであります。

裁量世帯に該当する場合、入居の可否の判定基準である収入月額、入居可能な収入の月収の基準になりますけれども、21万4000円を超えない額が適用されるものであります。

一般世帯の場合には15万8000円を超えない額となっております。

その下の表のところは新旧対照表と見比べながら説明させていただきます。

まず、改正の内容の1つ目としましては、新旧対照表でいきますと、右側の改正後のところになりますが、(カ)のところ妊娠中の者というのを追加するという内容でございます。

入居者または同居者の中に、妊娠中の方がいらっしゃった場合には、裁量世帯とするという拡大になります。

その次の、イの部分になりますけれども、イの部分に関してはウのところ、関連する18歳未満の者のところが、ウに関連する部分があるので、内容的には文言の整理だけとなりまして、イに関しては入居者と同居者のいずれもが60歳以上の方である場合は21万4000円ということで、ここは文言の整理ということで高齢者世帯の場合には、裁量世帯に該当しますよというような内容となっております。

次に、ウのところになりますけれども、新旧対照表の左と右で見比べていただく形になりますが、改正前は同居者に中学校卒業前の者がある場合には21万4000円の裁量世帯に該当しますよという**内容改正前**ですけれども、改正後は同居者または入居者もしくは同居者が扶養する者で別居するものに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合としまして、対象年齢を、まず1つは中学校卒業前から高校卒業前相当まで拡大するという内容が1つ。

あとは、改正前は同居者に限っていたものを、同居者に限らず、入居者または同居者の別居の扶養者まで範囲を拡大するというような内容の改正となっております。

説明書の一番下のところになりますけれども、岩手県におきましては3月に条例改正をしております、当市でも岩手県の例に準じまして子育て世帯に配慮した対象者の拡大を図るものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

新旧対照表のほうも2ページを御覧ください。

2つ目が、婚姻による成年擬制の規定が廃止されたことに伴う引用規定の見直しとなっておりますけれども、これについては市営住宅条例と特定公共賃貸住宅条例、

両方に関わる部分でございます。

ポツの1つ目のところになります。民法の一部を改正する法律による民法の改正によりまして、民法753条、これは婚姻による成年擬制の規定ですけれども、これが廃止されたことに伴い、条例で引用している規定を改正するものであります。

民法753条の成年擬制の規定については、未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなすという規定が、婚姻による成年擬制でございます。

市営住宅条例第5条第6号では、住宅の明渡しを行った者（住宅の入居の決定を受けた者）と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者、当該行為をした時成年であった者、の次に、婚姻により成年に達したものとみなされているものを含むという規定がございますが、この下線部分を削除するというような内容の改正でございます。

併せまして、特定公共賃貸住宅の条例につきましては新旧対照表の3ページになりますけれども、特定公共賃貸住宅条例の第6条第2項第3号で同じように、婚姻により成年に達したとみなされているものを含むという規定がございますので、この規定を削除するという改正を予定しているものであります。

なお、これにつきましても岩手県では3月に条例を改正しまして、4月1日に施行しているというような状況でございます。

同じく、新旧対照表3ページの部分を見ていただきたいのですが、一番下のところに経過措置としまして、附則の第3項がございます。

これにつきましては、民法の一部を改正する法律の附則で経過措置を設けているものがございまして、条例におきましてもその内容を準用するというような内容となっております。

具体的には、市営住宅条例、あとは特定公共賃貸住宅条例の今の成年擬制の規定について、次の2つの場合、なお従前の例によることとするものとして経過措置を設けるという内容でございます。

民法の一部を改正する法律の施行を期日である令和4年4月1日前に婚姻し、改正前の民法の規定によって成年に達したとみなされた場合は、なお従前の例によるものとするものです。

もう1つが、イの部分になりますけれども、民法の一部を改正する法律の施行の際に、16歳以上18歳未満に該当する女性が改正法の施行の日以後に婚姻して、改正前の民法753条の規定が適用され、成年に達した者とみなされる場合については、なお従前の例によるというような内容となっております。

戻りまして、新旧対照表2ページを御覧ください。

説明資料についても2ページの下段の(3)の部分になります。

入居者選考において優先的に選考して入居させることができる者の範囲の拡大になりますが、こちらは市営住宅条例の第8条の部分になります。

優先入居につきましては、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高いものについて、地域の実情を踏まえた事業主体である市町村の判断によりまして、

入居者の募集・選考において優先的に取扱うものでございまして、例えば、1戸の募集に対して2世帯から応募があった場合、公開抽選によらず、優先入居に該当する世帯を入居させることができるものという規定になっております。

この新旧対照表の改正の部分になりますけれども、20歳未満の子を扶養している配偶者のない女子の部分、者に改めまして、優先的に先行して入居させる取扱いに、父子世帯、父子家庭を含めるというような改正を予定しているところでございます。

説明資料3ページの部分になります。

同じく第8条の部分になりますけれども、改正前、前2項としていたものを前項に修正をいたします。

入居者の選考に係る規定について、戸数を超える申込みがあった場合、第2項に規定しているのが公開抽選の規定ですけれども、その規定によらず、優先的に入居させることができるように、これは文言を整理するものということでございます。

なお、これまで第8条3項を適用して、優先入居したようなケースはございませんけれども、今後、そういったケースも発生することも考えられるので、拡大をするという内容でございます。

施行期日については、公布の日からの施行となります。

3の備考の部分になりますけれども、特定公共賃貸住宅について若干説明させていただきます。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律におきまして、中堅所得者等に対して、優良な賃貸住宅の供給を図ることを目的に、民間の土地所有者等による良質な民間賃貸住宅について、建設費に係る助成、家賃の軽減のための助成等の措置を講じることにより、供給の拡大を図るとというのが特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律にございます。

しかしながら、地域の住宅事情によっては、民間の賃貸住宅等だけでは良質な賃貸住宅の供給が不足する場合がございますので、こうした場合には、地方公共団体が賃貸住宅、特定公共賃貸住宅の建設に努めなければならないとされておりまして、国は、この場合に、特定優良賃貸住宅に準じて建設費の補助であったり、家賃の減額に対する補助をすることを規定しているところでございます。

ですので、特定優良賃貸住宅の中でも、地方公共団体が建築した住宅が特定公共賃貸住宅というものになります。

市営住宅と特定公共賃貸住宅の違いについては、市営住宅が住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する住宅となっております。入居者に係る収入の基準は月額15万8000円以下となっております。特定公共賃貸住宅については、中堅所得者等の居住の用に供する賃貸住宅となっております。入居者に係る収入基準は15万8000円以上48万7000円以下と定められているところでございます。

その下は一関市内の特定公共賃貸住宅の設置状況と戸数等になりますので、以下

の表のとおりとなります。

説明資料の4ページ以降は、関係法令の部分になりますので省略をさせていただきます。

説明については以上でございます。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。

岡田委員。

岡田委員：必要な改正だと思います。

2つお伺いしたいのですけれども、これは資料によると、被災市街地復興特別措置法などの関係で改正に当たっているようなのですけれども、この被災者という文言というのがちょっと説明になかったのですけれども、被災者の方々というのがこの条例の中に適用されているのかしていないのかちょっと確認したいと思います。

委員長：坂本住まい環境係長。

住まい環境係長：今見ていただいているのは、1ページの新旧対照表の第5条の部分を見てのお話かと思います。

今回の改正については、被災者であれ一般の世帯であれ、そのような括りではなくて、通常であればこの被災者市街地復興特別措置法に該当する方については別の規定がありまして、住宅に困窮しているとかですね、収入要件が適用されないケースも中にはございます。

けれども今回の部分については、一般の入居者の方の入居に係る部分での改正ということになるので、そちらの特に書いてあるこの市街地復興特別措置法とかというところとはまた別に考えていただければと思います。

一般の方で、一般の世帯の方で入居する場合のその収入の基準を、今回その妊娠中の方であったりということに引き上げるというような改正の内容となっております。

委員長：岡田委員。

岡田委員：そうすると今回の条例は一般の方で、被災者の方というのは今回の説明とは別ですけれども、実際もこういった、例えば一般の方は15万8000円を超えない額というような状況にありますが、被災された方というのは現状でも、例えば21万4000円を超えない額というのが適用されているのかどうかを確認しておきたいと思います。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：4ページ目をお開き願います。

関係法令の市営住宅条例の抜粋というところで、第5条のところを御覧ください。
その(2)のエになりますが、災害により滅失した住宅に居住していた者が、という
ことで、災害に遭っておうちがなくなった方は、15万8000円ではなくて、21万
4000円の適用になるといったことで、もちろんその被災者も21万4000円の適用者
の裁量世帯というような扱いになっております。
以上です。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今回の改正自体は成人年齢だったりとか、それに関わる婚姻の部分に関係してい
ると思うのですけれども、言葉の使い方で、説明資料の1ページ目の中で、又は18
歳未満という言葉を使っているのですけれども、2ページ目の入居者の選考のとし
ころの3番で、ここではまだ20歳未満というところを使っているのですけれども、
この整合性となったときに、この違いがどうしてなのかをお尋ねいたします。

委員長：坂本住まい環境係長。

住まい環境係長：これについては、2ページの第8条のところにあります20歳未満の扶養
している配偶者のない者、女子という規定については、公営住宅法上の規定ではな
く、母子及び父子並びに寡婦福祉法のほうの法律を引用しているということで、国
土交通省のほうからこの部分については、20歳未満のところを18歳未満という
ような形での改正は予定していないということでお知らせがございましたので、こ
この部分については、改正しないということになります。

今後、仮に母子及び父子並びに寡婦福祉法のほうでの改正が予定された場合には、
こちらの見直しも進めることになるかとは思いますが。

委員長：岡田委員。

岡田委員：先ほど説明いただいた関係のところですが、最後まで読むと災害で滅失し
た方は対象にはなっていますが、括弧で、当該災害の発生の日から3年を経過した
後は15万8000円。

これはその家庭の状況によっては15万8000円では出て行かなくてはいけないよ
うな人も状況によってはあり得ることになると思うのですけれども、そういうこと
になっているのでしょうか。

委員長：坂本住まい環境係長。

住まい環境係長：それについては、昨年度の2月通常会議で引き上げの改正をし、取扱いとして収入超過の認定の特例の規定を設けているので、ここには直接載ってはいませんが、昨年度2月通常会議のほうで承認いただいていた部分になります。
その部分は、今ちょっと資料を持ち合わせておりません。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：そのところは15万8000円を超えた場合から25万9000円を超えた場合に引き上げておりますので、御安心いただきたいと思います。
以上です。

委員長：ほかになければ、以上で質疑、意見交換を終わります。
以上で、一関市営住宅条例及び一関市特定公共賃貸住宅条例の一部改正についての調査を終了します。
建設部長をはじめ、当局の皆さんには、お忙しいところありがとうございました。
暫時休憩します。

(休憩 12:09～12:16)

委員長：再開します。
お諮りします。
次回の産業建設常任委員会は、6月7日火曜日の11時から開き、請願第1号の審査に当たり、建設部長の出席を求めたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ございませんので、さよう決しました。
以上で、本日の案件は終了しましたが、皆さんのほうから何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で委員会を終了いたします。
御苦労さまでした。

(閉会 午後0時17分)